

神奈川県動物愛護管理推進計画

(令和3年度～令和12年度)

— 人と動物との調和のとれた共生をめざして —

令和3年3月

神奈川県

目次

第1	動物愛護管理推進計画改定の考え方	1
1	これまでの取組と改定の趣旨	1
2	計画期間	1
第2	計画の施策展開	2
1	施策展開の視点	2
2	視点を踏まえた施策	3
3	計画の主体とその役割	3
第3	施策別取組	8
施策1	動物愛護管理に関する普及啓発	10
施策2	動物の引取り数減少への取組	12
施策3	動物の返還・譲渡の推進	16
施策4	所有明示の推進	19
施策5	動物による危害や迷惑の防止	21
施策6	遺棄・虐待防止の取組	23
施策7	動物取扱業の適正化	25
施策8	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	27
施策9	人と動物の共通感染症への取組	29
施策10	災害対策	31
施策11	人材育成	33
第4	計画の推進	34
1	計画の周知	34
2	市町村との連携の推進	34
3	関係団体等との連携の推進	34
4	県及び保健所設置六市の取組	34
5	県民の意見反映	34
6	施策の進捗状況の検証と計画の見直し	34
参考資料	用語集	36

第1 動物愛護管理推進計画改定の考え方

1 これまでの取組と改定の趣旨

神奈川県動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市と県が中心となって取り組む計画として、平成20年3月に策定しました。

平成29年4月には、茅ヶ崎市（寒川町も管轄）が保健所設置市に移行したことに伴い、動物愛護管理行政を独自に推進する市を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（以下「保健所設置六市」という。）に改めるなど、所要の改正を行いました。

これまで、この計画に沿って、動物愛護思想の普及啓発や動物の引取り数の減少及び返還・譲渡の推進等による動物の致死処分数の減少のための取組、動物による迷惑防止対策や災害時対策等を進めてきました。

計画策定から5年が経過した平成25年に計画の見直しを行いました。これまでの県及び保健所設置六市の施策の取組状況や動物を取り巻く状況の変化を踏まえ、また、令和元年6月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）や、令和2年4月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って、計画の見直しを行いました。

なお、計画については、定期的に施策の進捗状況や方向性を検証し、見直しを行うこととしました。

2 計画期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

第2 計画の施策展開

1 施策展開の視点

3つの視点を踏まえ、施策を展開します。

視点1 県民共通の理解の醸成

動物愛護管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきましたが、県民共通の理解の形成にまでは至っていないのが現状です。

今後も、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者に対して必要な取組を推進していきます。

視点2 長期的展望に立った総合的・体系的アプローチ

動物愛護管理に関する施策の対象となる動物は、人が占有する哺乳類、鳥類及び爬虫類が対象とされており、その施策の分野は、普及啓発、適正飼養の推進、感染症予防等、広範囲にわたります。

また、動物愛護管理に関する問題は、ライフスタイルや価値観に深く関わるという性質を有しており、一律的又は性急な対応は効果的でないため、科学、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、長期的展望に立って総合的かつ体系的に取り組めます。

視点3 関係者間の協働関係の構築及び基盤強化

動物愛護管理に関する施策の展開を図っていくためには、県及び保健所設置六市を含む市町村間及び自治体内の関係部局間の連携や、動物取扱業者、獣医師、動物愛護推進員、ボランティア、関係団体、企業、教育機関等との協力が重要であり、適切な役割分担のもとに、ネットワークをさらに緊密なものとする必要があります。

また、県及び保健所設置六市の連携、関係団体等との協働及び動物愛護管理法第39条に規定される動物愛護管理推進協議会の開催を通じ、施策の推進を図ります。

2 視点を踏まえた施策

3つの視点を踏まえ、11の施策に取り組みます。

- 施策1 動物愛護管理に関する普及啓発
- 施策2 動物の引取り数減少への取組
- 施策3 動物の返還・譲渡の推進
- 施策4 所有明示の推進
- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
- 施策6 遺棄・虐待防止の取組
- 施策7 動物取扱業の適正化
- 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
- 施策9 人と動物の共通感染症への取組
- 施策10 災害対策
- 施策11 人材育成

3 計画の主体とその役割

各主体が、それぞれの役割のもとに動物愛護管理に関する取組を推進します。

県及び保健所設置六市の役割

県及び保健所設置六市が主体となり実施している事業には、動物の捕獲・引取り・収容・返還・譲渡、苦情・相談対応、動物取扱業の登録・届出・監視指導、特定動物の飼養保管許可・監視指導、動物愛護管理に関する普及啓発、人と動物の共通感染症対策、動物の災害時対策等があり、その範囲は多岐にわたります。

動物愛護管理行政を担う機関として、県動物愛護センター、横浜市動物愛護センター、川崎市動物愛護センター及び横須賀市動物愛護センター並びに県保健福祉事務所（4センターを含む）、横浜市福祉保健センター、川崎市地域みまもり支援センター、相模原市保健所、横須賀市保健所、藤沢市保健所及び茅ヶ崎市保健所（以下「センター等」という。）が情報の集約と発信、災害対応や多様な関係者の参画・協働のための地域拠点として重要な役割を担っています。

また、市町村や関係団体の他、地域における動物愛護管理の担い手等の活動を支援するなど、計画を推進する上で中心的な役割を果たします。

市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題解決のためには、それぞれの地域の実情に応じた対応が必要となります。

このような状況の中で、市町村には、狂犬病予防法に基づく犬の登録や注射済票の交付等の事務、地域に密着した動物愛護管理に関する普及啓発などの重要な役割があります。

また、災害時に備え、平時からの避難訓練の開催や、避難所における動物と同行避難をした被災者の受け入れ体制の構築の他、給餌、清掃等に関するルールを決めておく必要があります。

飼い主の役割

飼い主には、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて、動物を生涯にわたり適正に飼養する責任を果たすことが求められます。

そのためには、飼い始める前に、自身の管理下で適正に飼養できる種類であるかを考え、その動物種の寿命や成体になったときの大きさ、性格、餌の種類や量などの特性を理解し、飼養に要する経費などについても十分検討し、繁殖を望まない場合は繁殖制限措置を講じ、飼養環境を整えておくとともにマイクロチップの装着等により飼い主を明らかにすることが求められます。

また、災害時に動物との同行避難に備えたしつけやワクチン接種、餌などの備蓄等は、飼い主が動物を守るために必要なことです。さらに、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域に受け入れられるよう、主体的に行動することにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた重要な役割を担うことが求められます。

動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、県民に動物を提供するという役割を担っているとともに、飼い主と動物がよきパートナーとなるようにサポートする役割も求められます。

このため、動物愛護管理法では、動物取扱業者に対して、施設の適正な維持管理や動物の適正な取扱い、購入者・譲受者に対する動物の取扱いに関する重要事項の説明、取引状況の記録やその保管等について、確実に実施することを求めています。

また、令和4年6月に、犬猫販売者にはマイクロチップの装着、情報登録が義務化されます。

県民の役割

動物に対して抱く感情は人それぞれ違いがあるため、動物を愛護すべきと考える人と、動物に対して苦手意識を持つ人等がいます。そこで、県民には我慢や対立ではなく、互いの意見を尊重し、相互理解を進めることが求められます。

獣医師の役割

獣医師は、動物の生態、習性及び生理に関する知識が豊富であり、疾病、けがの予防や治療に携わるだけでなく、人と動物の共通感染症の予防等を通して、人と動物が共生できる環境を築くことができる立場にあります。

また、動物や、その飼い主と身近に接することから、動物の繁殖制限措置などの適正飼養や動物の感染症等についての正しい知識を普及啓発することが求められ、虐待等の疑いのある動物を発見した際には通報を行わなくてはなりません。

動物愛護推進員の役割

動物愛護に熱意と知識を有する県民の中から知事等により委嘱される動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

具体的には、動物愛護管理に関する普及啓発、住民の求めに応じた動物の繁殖制限等に関する助言、動物の所有者の求めに応じた譲渡のあっせんやその他の必要な支援、動物の愛護と適正な飼養の推進のための施策への協力、災害時における動物の避難、保護等に関する施策への協力を行うことが求められます。

ボランティア、関係団体、企業、教育機関等の役割

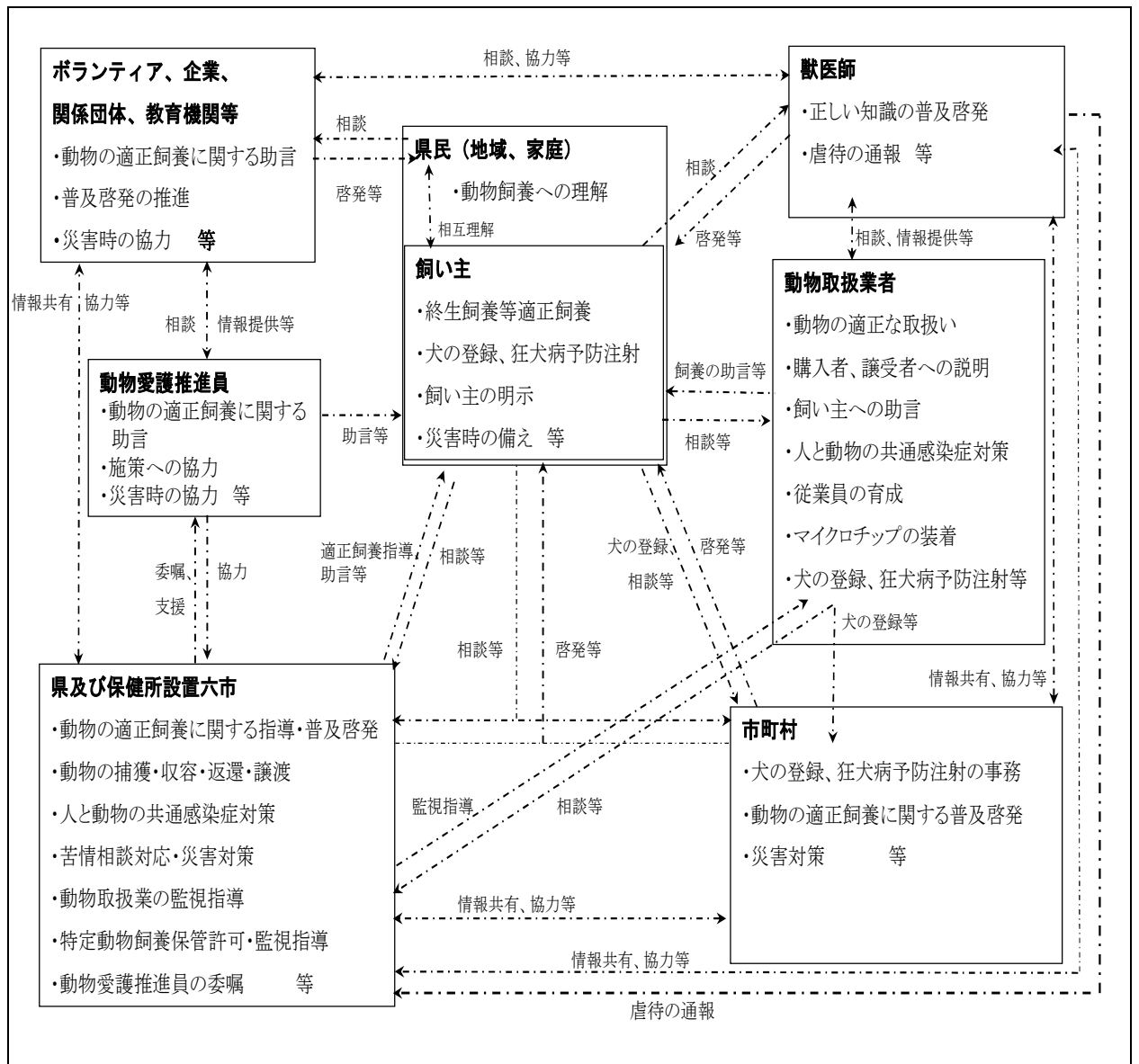
ボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通しています。

動物愛護団体や獣医師の団体や企業には、動物愛護管理に関する施策への協力や独自事業の実施を通して、県及び保健所設置六市を含む市町村のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた推進力となることが期待されます。

小学校等では、動物を飼う活動等を通じて、子どもたちがその生命や成長に気付くとともに、動物への親しみをもち、大切にしようとする指導を行うことが求められます。

獣医畜産系大学等には、人と動物の共通感染症や動物生態学、動物行動学などの調査研究の推進を図ることが求められます。

各主体の役割と関係図



第3 施策別取組

計画では、施策展開の3つの視点を踏まえ、11の施策に取り組むことにより、次に掲げる5年後及び10年後の数値指標の達成を目指します。

<5年後及び10年後の数値指標>

項 目	数値指標*		R1 年度実績
	5年後（R7年度）	10年後（R12年度）	
犬・猫の引取り数	20%の減少	40%の減少	2,180 頭
犬の返還・譲渡率	97%に増加	98%に増加	95.4 %
猫の返還・譲渡率	90%に増加	95%に増加	86.9 %
犬・猫の致死処分数	15%の減少	25%の減少	363 頭
譲渡可能犬・猫の致死処分数	0 頭	0 頭	0 頭

* 犬・猫の引取り数及び犬・猫の致死処分数については、令和元年度実績対比

指標とする数値については、経年データから算出した推定値をもとに、これまでの取組状況及び今後の施策の推進により期待される効果を考慮して設定しました。

- ・ 「犬・猫の引取り数」については、過去7年間の数値からも大幅に減少しており、今後も施策への取組により数値が減少していくことが期待されますが、一定数の引取りは存在していることを考慮し、5年後、10年後ともに、指標は推定値より低く設定しました。
- ・ 「犬の返還・譲渡率」については、引取り数減少の取組の推進により、高い割合で維持されていますが、譲渡に適さない犬（凶暴、老齢、病気等）の引取りが存在することを考慮し、5年後、10年後ともに、指標を推定値より少し低く設定しました。
- ・ 「猫の返還・譲渡率」については、ボランティアの協力により譲渡数が増えているものの、生まれて間もない幼猫の引取りが一定数存在することを考慮し、5年後、10年後ともに、指標を推定値より低く設定しました。

- 「犬・猫の致死処分数」については、過去7年間で大幅な数値の減少がみられますが、譲渡に適さない犬・猫や収容中に死亡してしまう犬・猫が一定数存在していることを考慮し、5年後、10年後ともに、指標を推定値より低く設定しました。
- 「譲渡可能犬・猫の致死処分数」については、5年後、10年後ともに、0頭とします。

施策１ 動物愛護管理に関する普及啓発

現 状

ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になっている一方で、動物による人への危害や迷惑の防止等、生活環境の保全の面から飼い主の自覚と責任ある飼養が求められます。

動物愛護管理の基本的考え方は、動物の命を尊重するという「すべての人を対象とする動物愛護」と、動物に起因する迷惑の防止などの「飼い主等を対象とする適正飼養」の二面に分けられます。これらを推進する上で県や保健所設置六市、関係団体等の果たす役割は大きく、これまでの動物愛護管理に関する普及啓発等の取組により、一定の成果を上げています。

課 題

人と動物とが共生する社会を形成するためには、広く県民に動物愛護管理について正しく理解してもらうことが必要です。

また、動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長することから、この時期から適切な教育を行っていくことが必要です。

目 標

幼児期からの動物とのふれあいなどの機会を通して、県民の動物愛護精神を涵養（かんよう）するとともに、終生飼養や繁殖制限など、飼い主の果たすべき役割について普及啓発することにより、適正飼養を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

対 策

ア 動物愛護普及行事の実施

動物愛護管理法で定められた動物愛護週間（９月２０日～２６日）を広く周知するとともに、動物愛護週間行事や各地の催事に併せて行う動物愛護事業の充実を図ります。

イ 適正飼養講習会等の開催

- (ア) 動物の逸走の防止、終生飼養、適切な繁殖制限措置、犬のしつけや猫の屋内飼養などの適正飼養の普及啓発を目的とした講習会や相談会、教室を開催します。
- (イ) 県及び保健所設置六市においては、それぞれの事例に応じて普及啓発用資料を作成し、講習会等で活用するとともに、情報共有の観点から相互に活用します。

ウ 教育現場等での普及啓発の推進

- (ア) 保育所、幼稚園、小学校等において、発達段階に応じて、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図ります。
- (イ) 動物愛護推進員、獣医師、教育関係者等と連携し、総合的な動物愛護管理に関する取組を進めます。
- (ウ) 教育関係者等に対し、学校飼育動物を含めた動物全般の適正飼養に関する情報提供を行います。

エ 広報媒体による普及啓発

インターネット、広報紙、リーフレット等を活用し、動物愛護管理に関する普及啓発を図ります。

施策2 動物の引取り数減少への取組

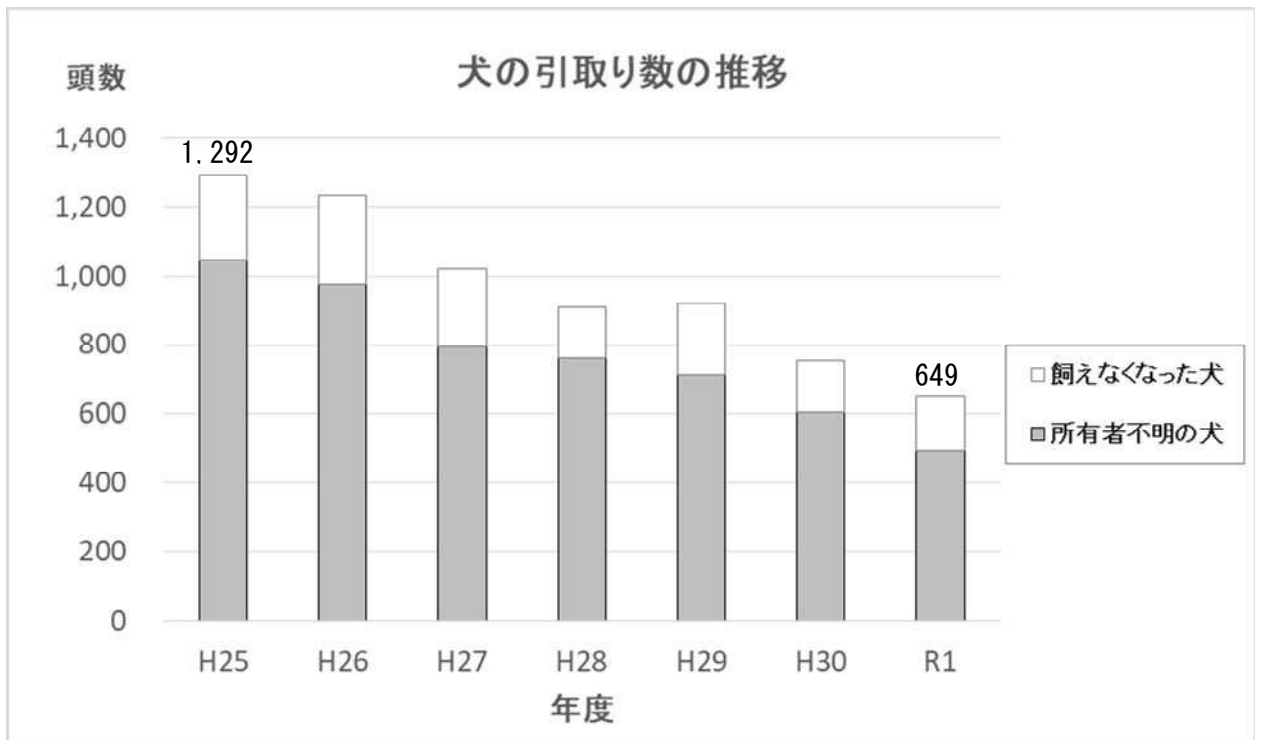
現 状

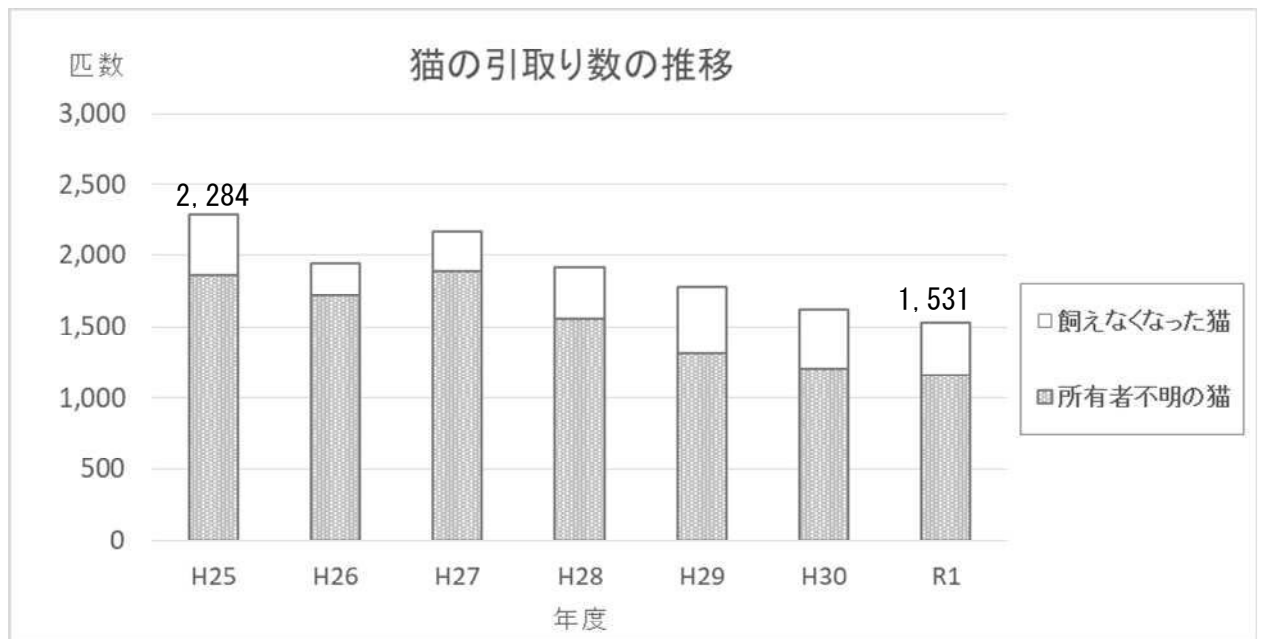
飼えなくなった犬及び所有者不明の犬の引取り数は、年々減少しています。

一方、飼えなくなった猫及び所有者不明の猫の引取り数も年々減少していますが、飼えなくなった犬の引取り数を上回っています。また、所有者不明の猫の引取り数については年度により増減がみられますが、平成25年度から令和元年度の7年間で約35%減少しました。

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、所有者不明の犬又は猫の引取りを求められた際、引取りを求める相応の事由がないと認められた場合には、都道府県等はその引取りを拒否することができると規定されました。

さらに、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者等への情報登録等の義務化が課され、令和4年6月に施行されます。

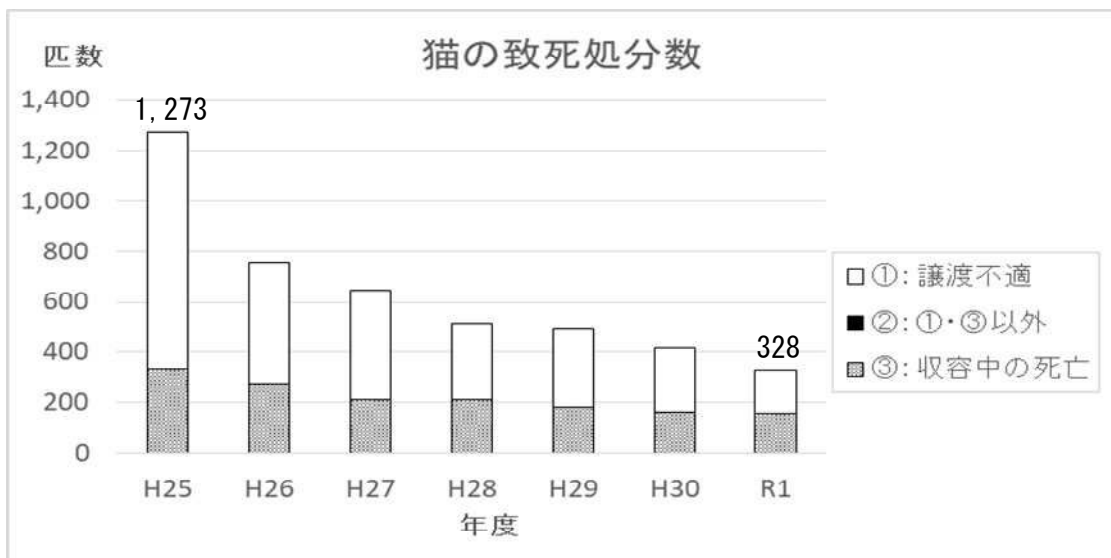
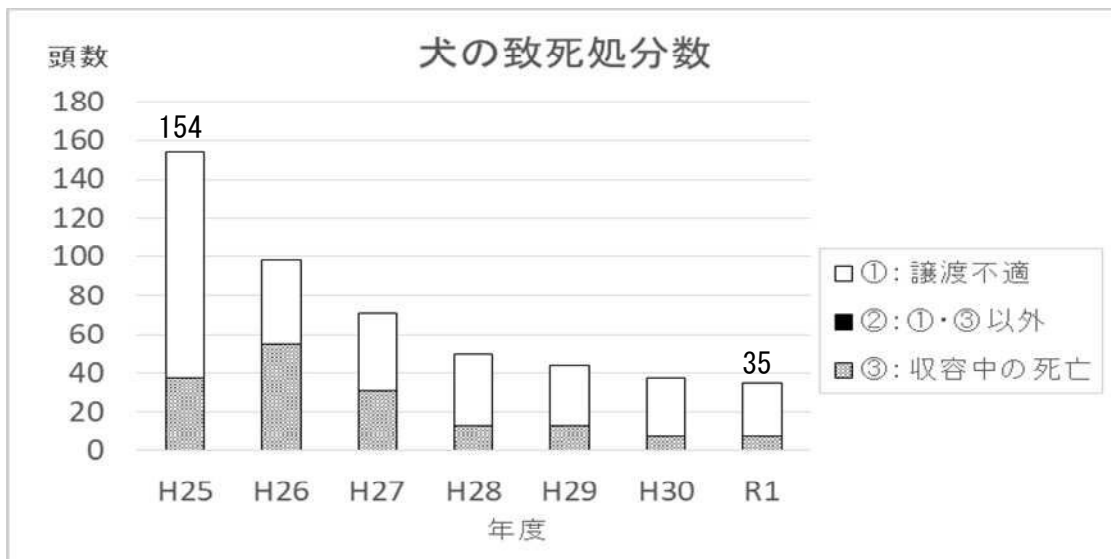




引取り数減少への取組を進めたことで、犬の致死処分数は平成25年度から令和元年度の7年間で約75%減少しました。

また、猫の致死処分数についても、平成25年度から令和元年度の7年間で約75%減少しました。これは、引き取った猫の大半が、生まれて間もない幼猫ですが、ボランティアの協力によりその多くが譲渡されているためです。

なお、致死処分となってしまった犬・猫は、譲渡に適さず、新たな飼い主を探すことが困難である、又は愛護センター等で収容、管理している間に疾病等により死亡してしまったものになります。



課 題

- ア 飼い主の都合で引き取られる犬や猫等がいることから、飼い主に終生飼養や繁殖制限措置の重要性を認識してもらうことが必要です。
- イ 飼い主の管理の不備が原因で動物が逸走し、収容されることが多いため、逸走を防ぐ対策を講じてもらうことが必要です。
- ウ 収容される所有者不明の猫については、幼猫が多いことから、その減少を図るため、みだりな繁殖を防止することが必要です。
- エ 犬猫へのマイクロチップ装着について、令和4年6月に犬猫販売者への装着・登録が義務化されることから、所有者不明の犬又は猫は収容前に飼い主に返還されるよう、各種識別器具（マイクロチップリーダー等）

の設置場所を増やすことが必要です。

目 標

引き取られる動物の数を減少させることにより、致死処分される動物の減少を目指します。

対 策

- ア 動物の飼い主に対して、獣医師、動物愛護団体等との連携のもと、終生飼養や繁殖制限措置のさらなる普及啓発を図ります。
- イ 動物が飼えなくなった場合には、飼い主自らが譲渡先を探すこと等についての指導を強化します。
- ウ 動物を飼い始める前に、その動物の寿命や成体になったときの大きさなどの情報を収集し、最後まで飼えるかどうかを考え、飼う場合はあらかじめ飼養環境を整えておくことについて、動物取扱業者等を通して普及啓発を図ります。
- エ 動物の飼い主に対し、逸走防止や所有明示の方法についてさらなる普及啓発を図ります。
- オ 動物の飼い主に対する適正飼養講習会を引き続き実施し、終生飼養や繁殖制限措置のさらなる普及啓発を図ります。特に、適正飼養が困難な場合の繁殖制限措置が義務化されたことについて周知を図ります。
- カ 飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術実施の促進及び無責任な餌やりの防止について普及啓発を図ります。
- キ 各種識別器具（マイクロチップリーダー等）の設置場所の拡大を図ります。

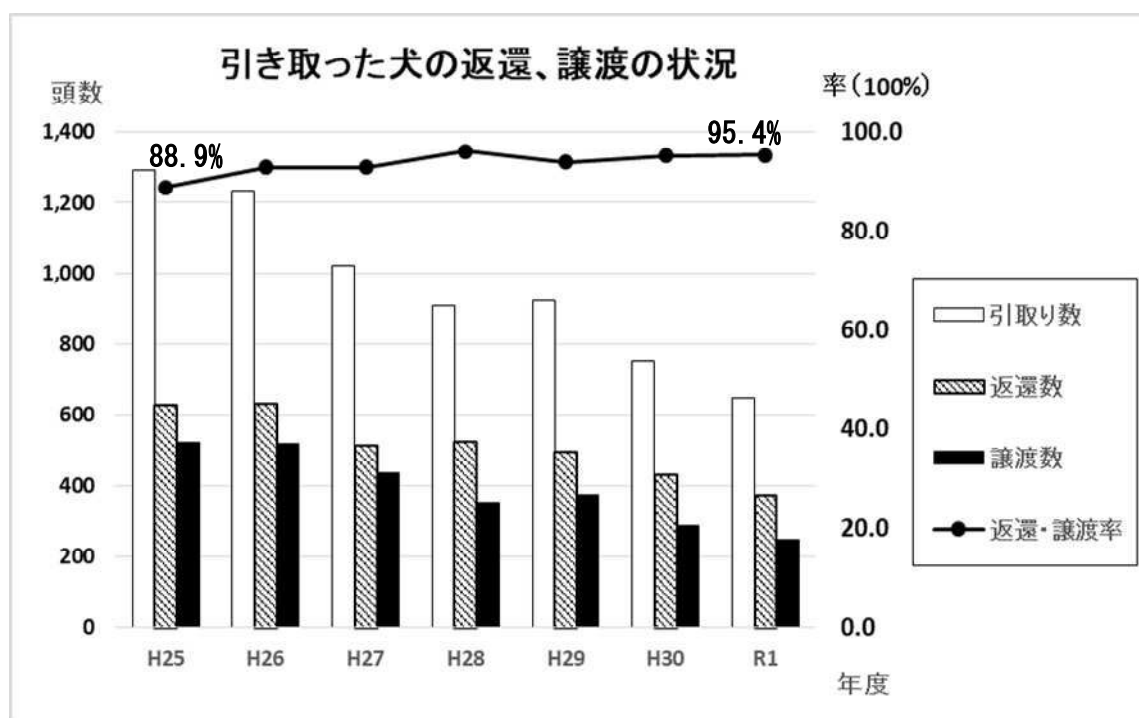
施策3 動物の返還・譲渡の推進

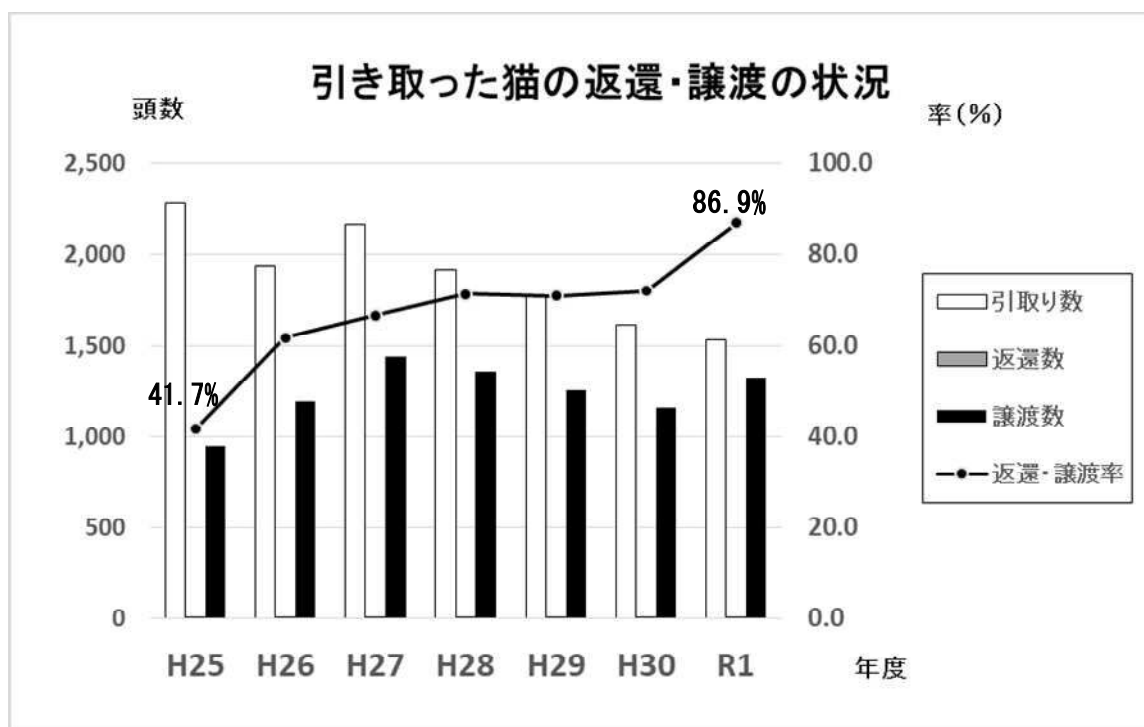
現 状

県及び保健所設置六市では、所管する区域内において収容された動物の特徴を公示し、飼い主自らが探すことができるようにしています。

犬については、収容した犬の写真をインターネット上で公開するなどの取組を行うことにより、犬の返還・譲渡率は高くなり、令和元年度には約95%となっています。

猫については、返還・譲渡率は平成25年度から令和元年度の7年間で、約78%にまで増加しました。これは、引き取った猫の大半を占める、飼養や譲渡が困難な生まれて間もない幼猫をボランティアの協力により、その多くが譲渡されているためです。





令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、令和4年6月に犬猫販売者へのマイクロチップの装着、情報登録が義務化されます。

課 題

- ア 犬は予想以上に行動範囲が広く、飼養地を管轄するセンター等以外のセンター等に收容される場合があります。センター等は、飼い主が容易に情報収集することができるよう、管轄区域内において收容されている動物だけでなく、管轄区域外で收容されている動物の情報についても、提供することが必要です。
- イ 收容された動物が速やかに返還されるよう、飼い主に所有明示を行ってもらう必要があります。
- ウ 幼猫は、飼養や譲渡が困難であることから、幼猫の收容数を増やさないことが必要です。

目 標

收容された動物が、一頭でも多く生存できるよう、動物の返還・譲渡の推進を目指します。

対 策

ア インターネットによる収容動物情報の検索体制のさらなる充実を図ります。

イ 狂犬病予防法に基づく鑑札（以下「鑑札」という。）の犬への装着、動物への迷子札やマイクロチップの装着などによる所有明示の徹底について飼い主への指導を強化します。

ウ ボランティア、関係団体等との連携、譲渡体制の拡充により、さらなる譲渡の推進を図ります。

エ 飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術実施の促進及び無責任な餌やりの防止について普及啓発を図ります。（施策２カに同じ）

オ マイクロチップに係る動物愛護管理法の改正内容について、飼い主や動物取扱業者への情報の提供に努めます。（施策４エに同じ）

施策4 所有明示の推進

現 状

犬は、鑑札を装着する義務がありますが、その装着率は十分とはいえません。また、狂犬病予防法に基づく登録についても、徹底されていないのが現状です。

その他の動物についても、所有明示のために迷子札、マイクロチップ等を装着する方法がありますが、その装着率は未だ低いのが現状です。

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、令和4年6月に犬猫販売者へのマイクロチップの装着、情報登録が義務化されることから、今後の装着率の向上が予想されます。

課 題

- ア 犬については、飼い主に鑑札を確実に装着してもらうことが必要です。
- イ 所有明示の意義について、飼い主の理解を深めることが必要です。
- ウ 各種識別器具（マイクロチップリーダー等）の普及推進が必要です。

目 標

所有明示を推進することにより、飼い主としての自覚を促すとともに、動物の盗難、遺棄及び迷子の発生防止や、迷子になった動物や災害時に逸走した動物の飼い主への返還率を高めます。

対 策

- ア 犬については、県、保健所設置六市を含む市町村、獣医師等が協力し、狂犬病予防法に基づく登録及び鑑札装着の徹底を図ります。
- イ その他の動物についても、獣医師等との連携により、リーフレットやホームページ等で迷子札やマイクロチップ等による所有明示の必要性について普及啓発を図ります。
- ウ 動物の返還時や講習会等において、飼い主に所有明示の必要性を説明

します。

エ マイクロチップに係る動物愛護管理法の改正内容について、飼い主や動物取扱業者への情報の提供に努めます。

オ 各種識別器具（マイクロチップリーダー等）の設置場所の拡大を図ります。（施策２キに同じ）

施策5 動物による危害や迷惑の防止

現 状

犬や猫などの動物を飼養する県民が増加の傾向にあるなか、不適正な飼養についての苦情や犬によるこう傷事故発生の届出等が未だ多く寄せられています。特に住宅の密集する都市部では、鳴き声、糞尿問題など、動物の飼養に関する苦情が多い傾向にあります。また、飼い主の管理能力を超えた、動物の多頭飼育に起因する問題もあります。

飼い主のいない猫に関する苦情も多く寄せられています。飼い主のいない猫に対する考え方には住民によって大きな隔たりがあるため、根本的解決に至らない事例が多くあります。（近年は動物愛護推進員等の協力により、解決した事例もあります。）そのような中、動物愛護管理法が改正され、給餌や給水に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態を認めるときは、その起因となることを行った者が動物の所有者又は占有者以外の者であっても、必要な指導又は助言をすることができると規定されました。

なお、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある動物については、動物愛護管理法に定められた特定動物として、その飼養又は保管には許可を受けなければならないとされています。

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、特定動物の範囲に交雑することにより生じた動物が含まれるとともに、愛玩目的での飼養又は保管が禁止されました。

課 題

ア 動物の飼い主に適正な飼養をしてもらうことが必要です。

イ 飼い主のいない猫が、住民と調和をもって共生できるための取組が必要です。

ウ 不適正な多頭飼育に対応するため、福祉部局等との連携強化が必要です。

目 標

飼い主等に対し、動物の適正飼養についての周知徹底を図ることにより、動物による危害や苦情件数の減少を目指します。

対 策

- ア 飼い主のいない猫の適正管理等についてのガイドラインを活用し、地域における動物愛護管理の担い手の支援や、必要に応じた動物愛護推進員との連携により、地域での問題解決を図ります。
- イ 飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術実施の促進を図ります。
- ウ 飼い主のいない猫への無責任な餌やりの防止について普及啓発を図るとともに、餌やりに起因して周辺的生活環境が損なわれる事態を認めた場合は餌やりをしている者に対して必要な指導又は助言をします。
- エ 講習会の実施、飼い主や自治会への情報提供等を通じて、犬のしつけや猫の屋内飼養等、動物の適正飼養の普及啓発を図ります。
- オ 特定動物の飼い主に対しては、施設基準の遵守、逸走防止措置、所有明示等を確実に実施するよう指導します。
- カ 特定動物に係る動物愛護管理法の改正内容について、飼い主や動物取扱業者への情報の提供に努めます。
- キ 動物取扱業者に対しては、動物の販売・譲渡時には、購入者や譲受者に対して飼養方法等の説明を行うよう、また、特定動物の仕入れ・販売時には、仕入先や購入者の飼養保管許可の確認を行うよう指導します。
- ク 不適正な多頭飼育に対応するため、福祉部局等との連携強化に努めるとともに、問題解決に向けた取組を推進します。

施策6 遺棄・虐待防止の取組

現 状

安易な気持ちから飼養して飼いきれなくなった動物や、避妊又は去勢手術等の繁殖制限措置を行わずに増えてしまった動物を遺棄する事例が未だなくならないのが現状です。遺棄された動物が国内の動物の生態系を乱したり、こう傷事故等を起こしたり、苦情の原因となる可能性があります。

また虐待は、明らかに意図的に行われるもの以外に、飼い主の知識不足による誤った飼養方法によるものもあり、いずれも人目につかないため、多くは未然に防ぐことが難しい状況にあります。

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、殺傷、虐待等について罰則が強化されるとともに、獣医師による虐待の通報が義務化されました。

課 題

ア 動物は命あるものという動物愛護の精神を広く普及し、定着させることが必要です。

イ 動物の生態、習性、生理等に関する知識の不足により飼養困難とならないように、動物を飼い始める前に、その動物の特性などの情報を収集し、飼養環境を整えることの重要性について理解してもらうことが必要です。

目 標

動物愛護と適正飼養の普及啓発を図り、遺棄や虐待に関する問題の減少を目指します。

対 策

- ア 動物取扱業者、獣医師、動物愛護団体等との連携のもと、県民に対し、安易な気持ちで動物を飼い始めることのないよう、また、飼養する動物の終生飼養及び繁殖制限措置が徹底されるよう、さらなる普及啓発を図ります。
- イ 保育所、幼稚園、小学校等において、成長過程に応じ、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図ります。
(施策１ウに同じ)
- ウ 自治会、獣医師、ボランティア、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、遺棄・虐待の問題に取り組むとともに、遺棄・虐待の事例が発生した場合には、警察等と連携し、迅速かつ適切に対応します。

施策7 動物取扱業の適正化

現 状

動物取扱業者は、県民に動物を提供するという役割を担っているとともに、飼い主と動物がよきパートナーとなるようにサポートする役割も求められています。しかし、一部の動物取扱業者においては、動物の不適正な取扱い等がみられます。

令和元年6月に改正された動物愛護管理法では、第一種動物取扱業による適正飼養等を促進するため、犬猫等販売業者に係る環境省令で定める遵守基準が具体的に明示されます。

さらに、動物の販売場所が事業所に限定されたほか、知事等に、勧告に従わない事業者の公表、登録取消後の勧告等の権限が規定されました。

また、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者等への情報登録等の義務が課され、令和4年6月に施行されます。

動物取扱業施設数*等の推移

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
第一種動物取扱業総事業所数		2,962	3,091	3,247	3,397	3,517	3,558	3,572
登録業種内訳	販 売	1,151	1,147	1,183	1,181	1,207	1,200	1,186
	販売のうち 犬猫等販売業	709	780	791	831	785	814	779
	犬猫等販売業のうち 繁殖を行う者	528	577	571	580	595	580	537
	保 管	2,031	2,143	2,257	2,371	2,479	2,518	2,538
	貸出し	84	91	94	100	101	108	112
	訓 練	407	439	467	498	530	540	541
	展 示	110	124	136	150	162	179	194
	競りあわせん業	2	2	2	2	1	1	1
	譲受飼養業	0	2	4	8	7	10	10
	業種別内訳計	3,785	3,948	4,143	4,310	4,487	4,556	4,582
第二種動物取扱業総事業所数		24	36	54	62	65	71	59
登録業種内訳	譲渡し	16	23	43	49	52	57	48
	保 管	5	7	9	9	10	14	14
	貸出し	5	5	5	5	5	6	5
	訓 練	1	1	2	3	4	5	5
	展 示	8	12	13	13	13	15	11
業種別内訳計		35	48	72	79	84	97	83

* 営業種別を複数有する事業所があるため、総事業所数と業種別内訳計とは一致しない。

課 題

動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用や自主管理の推進が必要です。

目 標

監視指導や研修などを通じて、動物取扱業者の知識や技術の向上を図ることにより、動物の不適正な取扱い等を未然に防ぎます。

また、動物取扱業者に対し、購入者等への適正な説明や対応を指導します。

対 策

ア 動物取扱業者に対し、販売時や譲渡時の事前説明、動物の飼養保管、施設の衛生管理、動物の輸送方法、繁殖方法、帳簿の備付け等の適正な実施についての指導を強化します。

犬猫等販売業者に対しては、新たに規定された基準やマイクロチップに係る規定が確実に実施されるよう指導します。

動物愛護管理法や狂犬病予防法等を遵守しない場合には、指導を行い、改善がみられない場合には勧告、命令を行うなど、法令の規定に基づき適正な措置を講じます。

イ 動物取扱業者の知識や技術の向上

(ア) 動物取扱責任者研修等を通じて、業務を適正に営むために必要な知識を提供するとともに、動物取扱業者に社会的役割と責任の自覚を促します。

(イ) 動物取扱業者に対し、動物の取扱い、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行い、マニュアル等による自主管理の推進を図ります。

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

現 状

学術研究や畜産物の生産のために飼養されている実験動物や産業動物については、その目的に応じた適正な飼養を求められており、管理者等はその対策を講じています。

しかしながら、動物愛護管理の観点からの飼養実態については、十分に把握されていないのが現状です。

課 題

実験動物や産業動物についても、動物愛護管理の観点から今後も飼養実態の把握に努めるとともに、管理者等に適正に飼養してもらうことが必要です。

目 標

実験動物においては「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。)が、産業動物においては「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年総理府告示第22号)が定められていることから、関係団体等と連携を図り、これらの基準に基づき適正な飼養が行われることを目指します。

対 策

ア 実験動物に関しては、飼養施設における飼養状況や災害時対策等も含めた自主的な指針等の整備状況を把握するとともに、「3R*の原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知により、管理者による自主管理の推進を図ります。

イ 産業動物に関しては、関係団体等と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知徹底を図ります。

* 3 R : 代替法の活用 (Replacement)、使用数の削減 (Reduction)、
苦痛の軽減 (Refinement)

施策9 人と動物の共通感染症への取組

現 状

動物の飼い主や動物取扱業者等に対し、動物に起因する感染症の予防に関する啓発指導を行うとともに、人と動物の共通感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、発生施設等への立入検査を行い、拡大防止などの必要な措置を実施することとしています。

しかし、飼養動物からのパストレラ症や猫ひっかき病等の感染事例は依然としてみられ、また、アジア諸国では現在でも狂犬病の発生が多数みられることから、これまで以上に人と動物の共通感染症の動向に注意を払うことが必要です。

課 題

平常時から、人と動物の共通感染症に関する情報収集に努め、予防対策を講じるとともに、発生時には迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備しておくことが必要です。

目 標

人と動物の共通感染症の発生防止及び発生時の拡大防止を図ります。また、関係団体と連携し、発生時の体制の整備に努めます。

対 策

ア 獣医師や医療機関、教育機関等と連携し、動物の飼い主、動物取扱業者、保育所や幼稚園の子どもから大学生までを対象に、人と動物の共通感染症の理解が深まるよう、講習会等を開催します。

イ 人と動物の共通感染症の予防対策に資するため、平常時から国内外における発生状況等の情報を収集します。

ウ 感染症発生時における感染拡大防止に必要な体制の整備等を図ります。特に、狂犬病については、予防注射の接種率の向上を図るとともに、

国内で犬等の狂犬病が発生した場合の対応マニュアルを作成します。

施策10 災害対策

現 状

動物の災害対策については、県及び保健所設置六市を含む市町村はそれぞれ対応を図っていますが、広域的な連携体制は整備されていない状況です。

また、災害時の同行避難について飼い主への周知は進んでいますが、自治会や地域住民の理解を得ることが難しい一部の避難所では同行避難の受け入れ体制が整っていない状況です。

課 題

ア 災害時には、人と生活を共にしている動物も多大な被害を受けることが明らかであり、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、所有者不明の動物の収容、餌の確保、特定動物の逸走防止及び迅速かつ安全な捕獲等を行うことができる広域的な体制を整備することが必要です。

イ 避難所等における動物の受け入れ体制を整備するとともに、地域住民等にペットの災害対策について理解してもらうことが必要です。

ウ 災害時に備え、飼い主や動物取扱業者に、日ごろの準備の重要性について理解してもらうことが必要です。

目 標

動物の災害対策の充実を目指します。

また、飼い主等に対しては、災害時のための準備を行うよう、普及啓発を図ります。

さらに、地域社会において円滑にペットが受け入れられるよう、地域住民に対しペットの災害対策について周知を図ります。

対 策

ア 災害時における体制の整備

(ア) 平成28年4月の熊本地震の経験を生かして改訂された「人とペットの災害対策ガイドライン」を参考にし、次の体制を盛り込んだ動物の災害対策に関するマニュアル等を作成し、より具体的で実効性のある広域的な体制の整備を図ります。

a 動物救護活動のための県、保健所設置六市を含む市町村、近隣自治体、関係団体、動物愛護推進員、ボランティア等による相互支援協力体制

b 逸走した動物による人への危害防止のための、関係機関との連携体制

(イ) 避難所での動物のためのスペース確保や給餌、清掃等に関するルール作り、地域住民への周知など、県、保健所設置六市を含む市町村が連携を図りながら避難所等における動物受け入れ体制の整備を推進します。

イ 平常時の準備

(ア) 県、保健所設置六市を含む市町村、関係団体等が連携を図り、避難訓練や適正飼養講習会等の機会を活用し、飼い主に対して、しつけやワクチン接種等の健康管理、マイクロチップの装着等、災害時に備えた準備についての普及啓発を図ります。

(イ) 県、保健所設置六市を含む市町村、関係団体等が連携し、災害時を想定した人とペットの同行避難訓練を実施します。

(ウ) 特定動物の飼い主や動物取扱業者に対し、施設設備の保守点検の徹底と災害時における動物の飼養や移動手段・移送先の確保などについて指導します。

(エ) ペット以外の動物の災害対策についても、関係機関と情報共有を図ります。

施策11 人材育成

現 状

県及び保健所設置六市では、職員、動物愛護推進員等を対象とした講習会などにより人材育成を図っています。

また、平成19年に、動物愛護管理法第39条に基づき、神奈川県動物愛護管理推進協議会を設置し、動物愛護推進員の活動支援等について協議しています。

課 題

ア 県、保健所設置六市、関係団体の職員、ボランティア等の知識や技術を全体的に向上させるとともに、関係者のすそ野を広げていく対策が必要です。

イ 動物愛護推進員等に、その活動に応じた知識や技術の習得及び向上を図ってもらうことが必要です。

目 標

県、保健所設置六市及び関係団体の職員、ボランティア、動物愛護推進員等の人材育成に努めます。

対 策

ア 県及び保健所設置六市において、職員の知識や技術の向上を図るための研修等を行うとともに、動物愛護管理に関する取組状況などの情報交換を行うための会議を定期的を開催します。

イ 動物愛護推進員やボランティアの知識や技術の習得及び向上を図るため、研修を行います。

ウ 関係団体等が行う講習会や研修等を支援します。

第4 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町村、関係機関及び関係団体に周知するとともに、広報紙、ホームページ等の様々な媒体により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 市町村との連携の推進

市町村との連絡会議等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の共通感染症に関する新しい知見等の情報提供を行い、市町村の取組を支援します。

また、ペットの災害対策についての情報共有や災害発生時の連携体制の整備を図ります。

3 関係団体等との連携の推進

動物に関する具体的な課題に対応するため、ボランティア、関係団体、教育機関、動物愛護推進員等との連携体制を整備します。

4 県及び保健所設置六市の取組

県及び保健所設置六市においては、それぞれの取組状況に合わせ、必要に応じて具体的な目標等を定めた実施計画等を策定し、計画の達成に向けて取り組めます。

5 県民の意見反映

広く県民から動物愛護管理に関する意見を受け、寄せられた意見の施策への反映に努めます。

6 施策の進捗状況の検証と計画の見直し

施策の進捗状況については、年度毎に分析、検証を行います。

また、計画は定期的な検証、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に見直しを行います。

○ 犬猫等健康安全計画

動物愛護管理法第10条第3項により、犬猫等販売業者が作成しなければならないと規定される計画のこと。販売の用に供する幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項を記載する。

○ 犬猫等販売業

犬又は猫その他環境省令で定める動物（以下この項において「犬猫等」という。令和2年9月現在、犬及び猫以外の動物は定められていない。）の販売を業として行うことをいう。動物愛護管理法第10条第3項の規定により、この業を営もうとする者は、販売の用に供する犬猫等の繁殖の実施の有無及び犬猫等健康安全計画を知事等に届け出なければならないと規定されている。

○ 狂犬病

人と動物の共通感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、狂犬病に感染した動物にかまれることなどにより、人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。

○ 3Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、Russell & Burchによって1959年に提唱された。代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）と、頭文字が3つともRであることから、3R（さんあーる）の原則という。

○ 所有明示

狂犬病予防法に基づく犬への鑑札の装着や、動物への迷子札やマイクロチップ等の装着により、動物の所有者の情報を示すこと。

○ 第一種動物取扱業

動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物愛護管理法第10条第1項によりこの業を営もうとする者は、知事等の登録を受けなければならないと規定されている。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。第一種動物取扱業には、次の種別がある。

- **販売**

動物の小売や卸売、それらを目的に繁殖や輸出入を行うことを業とするもの。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。

- **貸出し**

動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

- **保管**

動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッターなど。

- **訓練**

顧客の動物を預かり、訓練を行うことを業とするもの。調教業者など。

- **展示**

動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。

- **競りあっせん業**

動物を売買する者のあっせん会場を設けて競りの方法により動物の売買を行うことを業とするもの。動物オークションなど。

- **譲受飼養業**

動物を有償で譲り受けて飼養することを業とするもの。老犬ホームなど。

○ 第二種動物取扱業

営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定以上の動物を取り扱う業をいう。動物愛護管理法第24条の2の2により、この業を営もうとする者は、知事等に届け出なければならないと規定されている。動物愛護団体のシェルター、公園内のミニ動物園など。

○ 動物愛護推進員

動物愛護管理法第38条に基づき、地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事等から委嘱を受けて、犬、猫等の愛護と適正飼養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。動物愛護管理法に定められた活動としては次のものがある。

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・ 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- ・ 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。
- ・ 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

○ 動物取扱責任者

第一種動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法第22条の規定により、知事等が実施する動物取扱責任者研修の受講が義務付けられている。

○ 動物の譲渡

センター等が収容した動物について、新たな飼い主に譲ること。

・ 譲渡率

センター等が収容した動物に対する、県民やボランティア、動物愛護団体等に譲渡した動物の割合のこと。

○ 動物の返還

センター等が収容した所有者不明の動物を、飼い主に返すこと。

・ 返還・譲渡率

センター等が収容した動物に対する、返還又は譲渡した動物の割合のこと。

○ 特定動物

動物愛護管理法第25条の2により、トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして規定された動物のこと。（令和2年9月現在約650種）特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、知事等の許可を受けなければならないと規定されている。

○ 猫ひっかき病

人と動物の共通感染症の1つで、バルトネラ菌が原因。菌は猫の歯や爪に付着し、人は猫にかまれたり、ひっかかれたりすることにより感染する。

○ パスツレラ症

人と動物の共通感染症の1つで、パスツレラ菌が原因。菌は犬や猫の口腔内に常在し、人はこれらにかまれることにより感染する。

○ 人と動物の共通感染症

人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣共通感染症」、「動物由来感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機関（WHO）では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。

○ マイクロチップ

直径2mm、長さ8～12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、15桁の数字が電子データとして書き込まれている。獣医師が動物の皮下に注入する。電子データは各種識別器具（マイクロチップリーダー等）で感知し

て読み取る。飼い主の住所・氏名・連絡先等はデータベースへ登録しておく必要がある。